

アパート・マンション等の 賃貸収入がある人の確定申告（不動産所得）

確定申告 のスケジュールは次のとおりです。

1月1日から12月31日までの所得について**翌年2月16日から3月15日**までに申告します。

ココに注目!

口座振替依頼書の提出は申告書の提出期限までに!

初めて口座振替を利用するときは、申告書の提出期限（3/15）までに提出しないと、その年は口座振替納税を利用することができません。
すでに口座振替を利用している人は、提出する必要はありません。
※転居等により申告書の提出先が変わった場合には新たに口座振替依頼書を提出してください。



1月1日から12月31日までの所得

1年間の所得

1月

2月

3月

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

**アパート・マンション等の
賃貸収入がある人**



ココに注目!

書類を整理しておこう

申告間際にあわてないように領収書などの書類を整理しておきましょう。スムーズな申告につながります。



毎月 家賃収入を受け取る
↳ 1年分を申告

その都度 更新料・礼金（返還しないもの）などの受取を計上

家賃以外に受け取ったお金も賃貸収入に加えます。

12月 会社員等は年末調整&源泉徴収票が来る

12月に「給与所得の源泉徴収票」を受け取ります。翌年1月になることもあります。

翌年2月16日から3月15日までに申告

翌年

1月

2月

3月

4月

5月

還付申告の受付 1/1 ~ 最長5年間

1月

年金受給者に源泉徴収票が来る

申告の準備をする

- 申告書入手する（1月から配布）
 - ・税務署でもらう
 - ・申告相談会場などでもらう
- パソコンを利用する
 - ・e-Taxまたは国税庁のホームページで作成するためのパソコン利用環境を整える

申告書の提出 提出期限：3/15

申告期限直前は混み合うので早めに申告しましょう。

- 税務署に郵送する
- 税務署に持参する
- パソコンで申告する
 - ・e-Taxで電子申告する
 - ・国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成し郵送または税務署に持参する

税金を現金で納付する 納付期限：3/15

納付書が送られてくるわけではないので注意！
税務署、または金融機関にある納付書で納付します。

口座振替で納税する 書類提出期限（初回）：3/15 → 口座振替：4月中旬

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を税務署または金融機関に提出します。
インターネットバンキングやダイレクト納付などの「電子納税」の方法もあります

4月

口座振替

口座振替を利用すれば、引き落とされるのは4月の中旬になりますので、納税までの時間に余裕ができます。振替日に口座残高が不足すると3月16日から延滞税が課税されます。ご注意ください。

還付を受ける

還付金は指定した金融機関の口座に振り込まれる

- ・書面での申告は、申告書提出日から1ヶ月～2ヶ月以内
 - ・電子申告は、データ送信から3週間以内
- に還付されます。